

一般社団法人 中国貸切バス適正化センター  
平成29年度第2回適正化事業諮問委員会議事録

1. 日 時 平成30年3月9日(金) 13時30分～14時40分
2. 場 所 広島市南区大須賀町14-9  
ホテルニューヒロデン3階「菊」
3. 出席者  
諮問委員総数4名 出席委員総数4名  
高橋憲二委員、久禮田和広委員、伊藤雅委員、川本季子委員

参考人

中国運輸局自動車交通部

旅客第一課長 森井茂人

旅客第一課課長補佐 遠北俊貴

一般社団法人中国貸切バス適正化センター

代表理事 田中 一範

専務理事 金原 徹

事務局長 藤元 一則

4. 審議事項及び議決事項  
事業者負担金の額及び徴収方法について  
平成30年度事業計画について

5. 議事の概要及びその結果

定刻に至り、司会進行役から本委員会の参考人として中国運輸局から2名の担当官に出席いただいている旨の報告があり、伊藤委員長に議長を交替した。

会長挨拶ののち、議長は、委員全員が出席しており、諮問委員会運営規程第8条により本諮問委員会が有効に成立した旨を告げ、議事録署名人に高橋委員及び久禮田委員を指名して議案の審議に入った。

(審議事項)

第1号議案 事業者負担金の額及び徴収方法について

第2号議案 平成30年度事業計画について

事務局からの説明に対し、次のとおり質疑応答があった。

(川本委員)

事業計画の説明で、違反行為を防止するためホームページ等による広報啓発活動

をすると説明があったが、インターネットが利用できない消費者のために広報手段を考えてほしい。

(運輸局)

現在貸切事業許可の更新制度が導入されており、更新許可申請に耐えられない、又、適正化実施機関の負担金が納入できない等の理由で昨年4月から11～12事業者が事業廃止した。不適格事業者の排除という面では、全営業所の10%について国が監査を実施し、行政処分を行っているところである。行政処分の情報については、国土交通省のホームページで公表しているが、記者発表により悪質な違反については新聞等で取り上げられる。

(川本委員)

同じく事業計画の説明の中で、事業者の法令遵守の確立という面では、私たち消費者は安全な運行確保のために適正な運賃を支払いたいと思う。巡回指導で啓発活動に取り組んでほしい。

(議長)

平成30年度の資金計画で旅費交通費が前年度の約半分になっているのは何故か。

(事務局)

昨年度当初の資金計画で、巡回指導の旅費を計上したが、巡回業務に係る指導員委託料について交通費込としたことで大幅に旅費交通費が減額となった。

(議長)

前年度比でそれほど予算額が増加していないが、今後は指導員委託料分が増加していくのか。

(事務局)

初年度に備品等を購入して事務所に係る経費が落ち着いたので、将来的には巡回指導に係る指導員委託料が増加していく。他の適正化実施機関と異なるのは、委託指導員で業務を行っているところである。他のセンターでは、常勤指導員のほかN A S V Aに業務委託している。N A S V Aは、1日の委託料が5万円と高額である。全国で指導員が34～35名であるがそのうち14名が当センター分である。他のセンターも当センターの方式を導入するようになるのではないか。

(議長)

平成31年度以降の巡回営業所数はどのくらいか。

(事務局)

平成31年度270営業所、平成32年度400弱の全営業所を予定している。

(川本委員)

安い運賃で運送している事業者がいるといった話も聞く。

(運輸局)

改正後の運賃制度が定着し、事業者の運賃に関する意識が変化してきた。また、不正な運賃収受に係る通報窓口が設置されており、情報が寄せられれば調査することになっている。このように規制が強化されているので、運賃を不正に安くできる

条件がなくなっている。

(高橋委員)

運賃は、届出運賃の上限から下限の範囲で収受できるので、安い事業者は、下限で収受していると思われる。長距離の運行になると、上限と下限では数万円の差が出る。以前のように1日3万円といった運賃ダンピングの話は聞かなくなった。

(運輸局)

事業者を選択する目安として貸切バス安全性評価認定制度がある。安全な認定事業者を選択していただけるようPRに取り組んでいるところである。

以上のとおり質疑が終了したので、議長から第1号議案及び第2号議案の承認について委員に諮ったところ全員異議なく議決された。議長から諮問書どおり答申するとの報告があった。

(報告事項)

初年度巡回の状況について

事務局からの説明に対し、次のとおり質疑があった。

(議長)

巡回指導の不適事項で、規程類が法改正に対応していない事業者が多いが、どういった状況か。

(事務局)

例えば、運行管理規程に法改正で必要となった「途中点呼」の規定がない等悪質なものでなく軽微な事項が多い。

以上をもって議案の審議等を終了したので、14時40分議長が閉会を宣言した。事務局から次回委員会は、来年度の負担金の額と徴収方法についてご審議いただくため、来年の同時期に開催する予定であり、臨時に諮問する事項があれば連絡させていただくとの発言があった。

以上この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人2名は記名押印する。

平成30年3月9日

議事録署名人 議長 伊藤 雅 ㊟

委員 高橋 憲二 ㊟

委員 久禮田 和広 ㊟